参考例

役員及び評議員の報酬等の支給の基準

（目的）

第１条　この規程は、学校法人〇〇学園（以下「この法人」という。）の寄附行為第○条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（定義等）

第２条　この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 役員とは、寄附行為第○条に基づき置かれる理事及び監事をいう。

(2) 常勤の役員とは、法人において勤務することが常態である者をいう。

(3) 非常勤の役員とは、常勤の役員以外の者をいう。

(4) 評議員とは、寄附行為第○条に基づき置かれる者をいう。

(5)報酬等とは、報酬、賞与、その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称の如何を問わない。この報酬等には、職員給与規程に基づくものを含まない。

(6) 費用とは、役員又は評議員としての職務執行に伴い生じる旅費（交通費、宿泊費等）及び手数料等の経費をいう。

（報酬等の支給）

第３条　役員及び評議員に対しては、次のとおり報酬等を支給するものとする。

(1) 常勤の役員 報酬〔、賞与、退職慰労金〕

(2) 非常勤の役員 報酬

(3) 評議員 報酬

（※第４条から第８条は、報酬を支給する場合の記載例だが、無報酬とする場合であっても、その旨を定める必要がある。以下、無報酬の場合の記載例。）

＜例１　役員及び評議員の全員が無報酬の場合＞

第３条　役員及び評議員に対しては、報酬等を支給しないものとする。

＜例２　評議員のみが無報酬の場合＞

第３条　役員及び評議員に対しては、次のとおり報酬等を支給するものとする。

(1) 常勤の役員 報酬〔、賞与、退職慰労金〕

(2) 非常勤の役員 報酬

(3) 評議員 支給しない

（報酬等の額の算定方法）

＜例１＞

第４条　常勤の役員に対する報酬等の額は、次に掲げる報酬等の区分に応じ、当該各号に定める範囲内で、理事会において決定する。

(1) 報酬　別表第１に定める額

(2) 賞与　別表第３に定める算式により算出される額

(3) 退職慰労金　別表第４に定める算式により算出される額

２　非常勤の役員に対する報酬の額は別表第５に定める額とする。

３　評議員に対する報酬の額は別表第６に定める額とする。

＜例２＞

第４条　常勤の役員の報酬月額は、別表第２の俸給表のとおりとし、各役員の報酬月額は俸給表のうちから、理事会において決定する。

〔２ 常勤の役員の賞与及び退職慰労金は別表第３及び第４に定める算式により算出される額の範囲内で、理事会において決定する。〕

３　非常勤の役員に対する報酬の額は別表第５に定める額とする。

４　評議員に対する報酬の額は別表第６に定める額とする。

＜例３＞

第４条　常勤の役員に対する報酬総額（年額、賞与を含む。）の上限の額は○○円とし、各役員の報酬総額はその範囲内で、理事会において決定する。

〔２　常勤の役員の退職慰労金は別表４に定める算式により算出される額の範囲内で、理事会において決定する。〕

３　非常勤の役員に対する報酬の額は別表第５に定める額とする。

４　評議員に対する報酬の額は別表第６に定める額とする。

（報酬等の支給方法）

第５条　常勤の役員に対する報酬等の支給の時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて、当該各号に定める時期とする。

(1) 報酬　毎月○日（ただし、支給日が土日、祝祭日にあたる場合は、翌営業日に支払うものとする。）

〔(2) 賞与　毎年○月及び○月〕

〔(3）退職慰労金　任期の満了、辞任又は死亡により退職した後○か月以内〕

２　非常勤の役員に対する報酬は、理事会又は評議員会への出席など法人運営のための業務にあたった都度、支給する。

３　評議員に対する報酬は、評議員会への出席など評議員が行う業務にあたった都度、支給する。

４　報酬等は、現金により本人に支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。

５　報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

（費用）

第６条　役員及び評議員には、別に定める旅費規程に基づいて、旅費を支給する。

２　役員及び評議員が職務の執行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

（報酬等の日割り計算）

第７条　新たに常勤の役員に就任した者には、その日から報酬を支給する。

２　常勤の役員が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。

３　月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

（端数の処理）

第８条　この規程により、計算金額に１円未満の端数が生じたときは、その端数金額が50銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が50 銭以上であるときは、これを１円に切り上げるものとする。

（公表）

第９条　この法人は、この規程をもって、私立学校法第100 条第１号に定める報酬等の支給の基準として主たる事務所に備え置くものとする。

（※大臣所轄学校法人等の場合、私立学校法第152条により、公表が義務付けられるため、以下のように規定する。）

第９条　この法人は、この規程をもって、私立学校法第100 条第１号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

（補則）

第10条　この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て、別に定める。

（改廃）

第11条　この規程の改廃は、評議員会の意見を聴いた上で、理事会の議決により行う。

附則　この規程は、令和○年○月○日より施行する。

別表第１（常勤の役員の報酬）

|  |  |
| --- | --- |
| 役職名 | 報酬の額 |
| 理事長 | 月額　○○円 |
| 常任理事 | 月額　○○円 |
| 理事 | 月額　○○円 |
| 監事 | 月額　○○円 |

別表第２（常勤の役員の報酬）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 号俸 | 理事長 | 常任理事 | 理事 | 監事 |
| １ | 月額　○○円 | 月額　○○円 | 月額　○○円 | 月額　○○円 |
| ２ | 月額　○○円 | 月額　○○円 | 月額　○○円 | 月額　○○円 |
| ３ | 月額　○○円 | 月額　○○円 | 月額　○○円 | 月額　○○円 |
| ４ | 月額　○○円 | 月額　○○円 | 月額　○○円 | 月額　○○円 |
| ５ | 月額　○○円 | 月額　○○円 | 月額　○○円 | 月額　○○円 |
| ６ | 月額　○○円 | 月額　○○円 | 月額　○○円 | 月額　○○円 |
| ７ | 月額　○○円 | 月額　○○円 | 月額　○○円 | 月額　○○円 |
| ８ | 月額　○○円 | 月額　○○円 | 月額　○○円 | 月額　○○円 |
| ９ | 月額　○○円 | 月額　○○円 | 月額　○○円 | 月額　○○円 |
| 10 | 月額　○○円 | 月額　○○円 | 月額　○○円 | 月額　○○円 |

別表第３（常勤の役員の賞与）

|  |  |
| --- | --- |
| ●月の賞与 | 報酬月額×○か月分 |
| ■月の賞与 | 報酬月額×○か月分 |

別表第４（常勤の役員の退職慰労金算定式）

最終報酬月額×在任年数×係数

※上記在任年数は１か年単位とし、端数は月割りとする。ただし、１か月未満は１か月に切り上げる。

別表第５（非常勤の役員の報酬）

（1）理事

|  |  |
| --- | --- |
|  | 日　額 |
| 理事会等会議への出席 | ○○円 |
| 上記の他、法人業務のための勤務 | ○○円 |

(2) 監事

|  |  |
| --- | --- |
|  | 日　額 |
| 監事監査等への出席 | ○○円 |
| 上記の他、法人業務のための勤務 | ○○円 |

別表第６（評議員の報酬）

|  |  |
| --- | --- |
|  | 日　額 |
| 評議員会等会議への出席 | ○○円 |
| 上記の他、法人業務のための勤務 | ○○円 |